

三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金
実施の手引き
（令和 7 年度用）

三重県

1 補助の目的

脱炭素社会の実現に向け再生可能エネルギーの活用促進を図るため、事業者が県内に太陽光発電設備等を導入するために必要な経費に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業者

県内の自らが事業を営む建物を所有する事務所又は事業所の屋根に太陽光発電設備等を設置する者

主な条件

○固定買取価格制度（FIT）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得する方は対象となりません

○自己託送をする方は対象となりません

（例：発電した電力を一般送配電事業者の送電網を使って別の事務所等へ送って使う）

○国や地方自治体から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません

○発電した電力の 50%以上を自家消費する必要があります

○法令やガイドライン等を遵守する必要があります

○県税等の滞納がある方は対象となりません

○設備設置によって得られる環境価値（例：温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります

※原則として、自ら消費する電力に相当する環境価値が設置者のものとなり、売電分に相当する環境価値は設置者のものとはできません

○設備の耐用年数を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録はできません

○原則として申請者自らが土地及び建物を所有する事業所への設置を条件としますが、次の場合も条件を満たすものとします

（1）申請者が個人事業主の場合

配偶者又は一親等内の血族が所有する土地・建物に設置する場合

（2）申請者が法人の場合

役員、子会社等、親会社等が所有する土地・建物に設置する場合

※いずれの場合も、土地及び建物の所有者が「法定耐用年数が経過するまで設備を設置すること」及び「自らが当該補助金の申請をしないこと」に同意した場合に限ります

※申請者と土地及び建物所有者との関係が分かる資料を提出してください

○補助金交付決定日以降に事業に着手したものが対象となります

※一般的には工事施工者との契約日が着手日となります

※補助金交付決定日より前に、工事施工者と契約をしていたものについては補助対象外です

○事業が完了した後、令和 8 年 2 月 5 日（木）までに実績報告書を提出する必要があります

※事業の完了とは、工事施工者から太陽光発電設備等の引き渡しを受けた後、工事施工者への工事代金全額の支払いの完了をもって事業の完了とします

3 対象となる設備

(1) 太陽光発電設備

(2) 蓄電池

主な条件

- 太陽光パネル及びパワーコンディショナーの出力が 10kW 以上の太陽光発電設備の導入は必須です（蓄電池のみの導入は対象外です）
- 商用化され、導入実績があるものが対象となります
- 中古品、リース品は対象となりません
- 太陽光発電設備は建物の屋根に設置するもののほか、敷地内のカーポートに設置するものも対象とします。野立ての設備は対象としません
- 蓄電池は敷地内に設置してください
- 蓄電池は平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備が対象となります。停電時のみに利用する非常用予備電源の蓄電池は対象としません
- 蓄電池は定置用を対象とします
- 蓄電池は、蓄電容量が 20kWh 未満については、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）が戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業において登録・公表した蓄電システムが対象となります。20kWh 以上については、各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであり、その基準を満たすものが対象となります。
- 蓄電容量が 20kWh 未満の蓄電池については 12.5 万円/kWh 以下、20kWh 以上については 11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めてください。
- 補助対象設備を設置以後 3 年の間、自家消費割合報告（手引きの第 9 項を参照）の提出が必要になります。年間発電量 kWh の報告が必要になりますので、年間発電量（発電量の累計）を記録する装置が必要になります。

4 補助金の額

(1) 太陽光発電設備（補助の対象は 200kW 以下、千円未満切捨て）

○ 5 万円/kW

- ※太陽光パネルとパワーコンディショナーの低い方の容量（kW 表示の小数点以下切捨て）を用いて計算します
- ※1 kW あたりの太陽光発電設備の価格（工事費込み・税抜き）が 5 万円未満の場合は、1 kW あたりその額（1 円未満切捨て）とします
- ※200kW 以上の設備を設置した場合の補助金は 200kW に相当する額までが対象です
- ※10kW 未満の設備は補助対象外です

(2) 蓄電池（補助の対象は 200kWh 以下、千円未満切捨て）

- 5. 1 万円/kWh（蓄電容量 20kWh 未満）
- 6. 3 万円/kWh（蓄電容量 20kWh 以上）

※蓄電容量（定格容量）（kWh 表示の小数点第 2 位以下切捨て）を用いて計算します

※1 kWh あたりの蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）の 1 / 3 の額（千円未満切捨て）が、蓄電容量が 20kWh 未満の蓄電池については 5.1 万円未満の場合、蓄電容量が 20kWh 以上については 6.3 万円未満の場合は 1 kWh あたりその額（千円未満切捨て）とします

※200kWh 以上の設備を設置した場合の補助金は 200kWh に相当する額までが対象です

5 交付申請について

「令和 7 年度三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金に係る交付申請書」（第 1 号様式）及び添付書類を提出してください

申請書配布場所

- ・ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0012300348.htm>）からダウンロード
- ・一般財団法人 三重県環境保全事業団 三重県地球温暖化防止活動推進センター

提出先・問合せ先

三重県地球温暖化防止活動推進センター

〒510-0304

三重県津市河芸町上野 3258 番地 一般財団法人 三重県環境保全事業団

TEL：059-245-7517 平日の午前 9 時から午後 4 時まで

- ・提出方法は郵送又は持参に限りです
- ・簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵送を推奨します
- ・持参の場合は平日午前 9 時から午後 4 時まで

受付期限

令和 7 年 11 月 5 日（水）まで【必着】

※補助金の予算の上限に達した場合は期限前であっても受付を終了します

添付資料について

○登記事項証明書【法人の場合】

- ・取得から 3 か月以内のもの

○住民票【個人事業主の場合】

- ・取得から 3 か月以内のもの
- ・マイナンバー「なし」の住民票を取得してください（マイナンバーの記載があるものは受理しません）
- ・戸籍、世帯主名・続柄、住民票コードの記載も原則不要です

※親族等が所有する土地・建物に導入する場合で、申請者と土地・建物所有者の関係性を説明する資料として住民票を利用する場合は、必要に応じて続柄の記載があるものを提出してください

○確定申告書の写し【個人事業主の場合】

- ・直近 1 年分の確定申告書の写し

※申請書等に記載する事業者名の欄には、原則として確定申告書に記載した屋号を記入してく

ださい

○設置する土地及び建物の登記事項証明書

- ・取得から3か月以内のもの

※土地の登記事項証明書については、補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書の「所在」欄に記載されている全ての番地分を提出してください

- ・建築予定の建物に設置する場合は、建築契約書の写しを提出し、登記事項証明書は完了実績報告時に提出してください

○公図（写し可）

○敷地内の見取り図（住宅地図等）

○設置する場所の見取り図（住宅地図等）

- ・建物等構造物の位置、補助対象設備（太陽光パネル、蓄電池、パワコンなどの交直変換器等）の位置、カーポートの屋根の太陽光パネル等自家消費する構造物と離れている場合は配線経路が分かるように添付資料を作成してください

○県税の納税証明書

- ・納税証明書

※県税について滞納は無いことの証明書を県税事務所で取得してください

○補助対象設備の仕様書（写し可）

- ・製品カタログ等、設備の仕様（出力、容量等）が分かる書類を添付してください

○見積書の写し

- ・内訳書も添付してください

- ・太陽光発電設備と蓄電池それぞれの内訳書を添付してください

【注】契約相手（工事施工者）を決定するにあたっては、入札や複数者（原則3者以上）から見積もりを徴収し比較をするなど競争性を確保してください。

- ・見積書については別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成を依頼してください

○写真（施工前）

- ・「事務所又は事業所の外観」「設備（太陽光パネル、蓄電池、パワコンなどの交直変換器）設置予定場所」を撮影してください

○誓約書（申請者用）（第1号様式—別紙様式1）

- ・誓約書の内容を確認のうえ提出してください

○誓約書（工事施工者用）（第1号様式—別紙様式2）

- ・工事施工者用の誓約書は、工事施工者と契約締結後に工事施工者が誓約書の内容を確認のうえ速やかな作成をお願いします。誓約書（工事施工者用）の提出は完了実績報告時にさせていただきます。

※ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています

○発電・消費電力計画書

- ・本事業により導入する設備で発電する年間の「発電想定量」、その電力量のうち事務所又は事業

所の敷地内で消費する年間の「自家消費想定量」及び小売電気事業者に売電をする場合は年間の「売電想定量」が記載されているものを作成してください

【注】発電した電力の50%以上を自家消費することが補助の条件です

- ・様式は任意とします
- ・直近1年間の消費電力量を記載してください。また、小売電気事業者と契約している買電・売電プランの種類、契約電力が分かる契約書の写し、直近1か月の電気代の明細が分かる請求書、領収書等の写しを添付してください。

○役員等に関する事項

- ・三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱第3条の規定に基づき、三重県警察本部に対して確認を行うため、役員等に関する事項（第1号様式－別紙様式3）を提出してください
- ・役員等とは次に掲げる者をいいます
※法人にあつては、非常勤を含む役員（監査人を含む）、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者
※法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者
※個人にあつては、その者及びその者に対し支配関係にある者

○委任状

- ・行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください

○必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります

（例：親族等が所有する土地及び建物に設備を導入する場合・・・戸籍謄本等
既存太陽光パネルが設置されている場合・・・単線結線図等

6 交付決定について

申請書の受付順に内容を審査し、補助金の予算の範囲内で県が交付決定をします

○交付決定日以後に工事施工者と契約を締結してください。契約締結後、誓約書（工事施工者）（第1号様式－別紙様式2）の速やかな作成をお願いします。

○交付決定日以後に、補助事業の内容を変更する必要がある場合は、速やかに三重県地球温暖化防止活動推進センターに連絡してください

7 完了実績報告について

「令和7年度三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金に係る完了実績報告書」（第5号様式）及び添付書類を提出してください

提出先・問合せ先

三重県地球温暖化防止活動推進センター

〒510-0304

三重県津市河芸町上野3258番地 一般財団法人 三重県環境保全事業団

TEL：059-245-7517 平日の午前9時から午後4時まで

- ・提出方法は郵送又は持参に限りです
- ・簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵送を推奨します
- ・持参の場合は平日午前9時から午後4時まで

提出期限

事業の完了の日から 15 日を経過する日、又は令和8年2月5日（木）のいずれかの早い方の日まで【必着】

※事業の完了の日とは、工事施工者から太陽光発電設備等の引き渡しを受けた後、工事施工者への工事代金全額の支払いが完了した日をいいます

添付資料について

○契約書の写し

○領収書等の写し

- ・補助対象設備以外の代金と同時に支払いをした場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください

○発電設備の連系に関するお知らせ及び売（買）電契約書（特定契約書）等の写し

- ・以下の書類を提出してください

①発電設備の連系に関するお知らせ

一般送配電事業者（中部電力パワーグリッド(株)など）と発電設備が系統連系したことがわかる（系統連系受給開始日が記載されている）書類

（注）接続検討結果書ではありません。

②売（買）電契約書（特定契約書）等

小売電気事業者（中部電力ミライズ(株)など）と売電契約したことがわかる書類（全量自家消費する場合は不要）

○設備を設置したことが分かる写真（施工中、施工後）

○製造メーカー名、品名、品番、仕様、型番及び製造年月等が記載された設備のラベル等写真

- ・太陽光パネル

①パネル設置後であり、パネル枚数が確認できる写真（目印を置いて複数枚に分けて撮影すること）

②メーカー名、製造番号、シリアルナンバーが読み取れる写真（パネル数枚分）

- ・パワーコンディショナー

①設置後であり、設置台数が確認できる写真

②メーカー名、品番、製造番号、製造年月が読み取れる写真（全台数分）

- ・蓄電池

①設備の全景写真

②メーカー名、品番、製造番号、製造年月が読み取れる写真（全台数分）。

○蓄電池設備設置（変更）届出書の写し

- ・消防署の受理印がある等、消防署に届出したことが分かるものの写し

○補助対象設備の保証書（製造メーカーの保証書）等の写し

- ・補助金交付申請時に提出した「カタログ」と、当該報告時に提出する「保証書（メーカー保証）」により、設置された設備が仕様を満たしていることを確認します
- 誓約書（工事施工者用）（第1号様式―別紙様式2）
- 申請時に添付した資料に変更が生じた場合は変更後の書類を添付してください
（例）電力消費計画が変更となった場合：発電・消費電力計画書
- 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります
- 確認のため現地調査を行う場合があります

8 補助金の支払いについて

- 事業完了後の精算払いとします
- 完了実績報告書の審査を行った後、県が補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、「令和7年度三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金に係る交付請求書」（第6号様式）を速やかに提出してください。

提出先・問合せ先

三重県地球温暖化防止活動推進センター

〒510-0304

三重県津市河芸町上野3258番地 一般財団法人 三重県環境保全事業団

TEL：059-245-7517 平日の午前9時から午後4時まで

- ・提出方法は郵送又は持参に限りです
- ・簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵送を推奨します
- ・持参の場合は平日午前9時から午後4時まで

提出期限

令和8年3月6日（金）まで【必着】

- 支払は県が行います。

9 自家消費割合報告について

- 「令和7年度三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金に係る自家消費割合報告書」（第7号様式）を提出してください
- ・報告の対象期間は、事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間とします
- ・提出期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日とし、3年間毎年報告してください

（例：令和8年1月（令和7年度1月）に事業が完了した場合、下表のとおり計3回の報告を行うこと）

報告対象期間	報告期限
令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年7月31日
令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年7月31日
令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年7月31日

- ・売電収入があれば年間の売電収入金額と収入金額の使途（設備の維持管理等）を報告してくだ

さい。売電等で収益が発生した場合、補助金の返還が必要になる場合があります

提出先・問合せ先

三重県庁 環境生活部環境共生局地球温暖化対策課

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

TEL：059-224-2368 FAX：059-229-1016

E-mail：earth@pref.mie.lg.jp

- ・提出方法は郵送、持参、FAX、Eメールとします
- ・持参による受付、問い合わせの電話受付は平日午前9時から午後5時までとします

提出期限

報告対象年度（3か年）の翌年度の7月31日まで【必着】

添付資料について

- 発電量、買電量、売電量及び自家消費量の1年間分の実績が分かる書類
 - ・モニター等から出力したデータ等を取りまとめて報告してください
- 1年間分の売電収入額が分かる書類（売電収入がある場合）

10 財産処分について

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください
- 法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分や譲渡、貸付等を行う場合は、原則として知事の許可が必要となりますので、必ず、事前に県（三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課 TEL：059-224-2368）へ相談してください
- 一般的な太陽光発電設備の法定耐用年数は17年、蓄電池は6年です

11 その他

- 当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類（発電量、自家消費量が分かる資料）等は補助対象年度の属する翌年度以降10年間保存してください。ただし、法定耐用年数が10年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください。
- 提出された書類は返還しません
- 提出された交付申請書等は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づく情報公開請求の対象となります
- 国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります

太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの共通費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。

※本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」項目を合算しても構いません（ただし、内訳について別途聞き取り調査等を行うことがあります）